

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、以下のとおり改定する。

(1) 月例給

常勤職員の給料表を改定した際の取扱いを会計年度任用職員にも原則として適用する。

(2) 特別給

ア 期末手当

今年度に限り、特別区人事委員会の勧告を踏まえた特別給の引き上げを期末手当で0.1月分引き上げる。

イ 勤勉手当

基準日時点に在職する会計年度任用職員（基準日前1か月以内に退職した会計年度任用職員も含む。）に令和6年度から勤勉手当を支給する。

ウ 年間支給月数

以下のとおり改正する。

	年 間 支 給 月 数		
	現 行	令和5年度（案）	令和6年度以降（案）
期末手当	2.40	2.50(+0.10)	2.40(――)
6月	1.200	1.200(――)	1.200(――)
12月	1.200	1.300(+0.10)	1.200(――)
勤勉手当	――	――	2.25（新設）
6月	――	――	1.125（新設）
12月	――	――	1.125（新設）
合計	2.40	2.50(+0.10)	4.65(+2.25)

2 施行期日

(1) 給料表の適用に係る改正 公布の日

(2) 期末手当に係る改正 令和5年度分の引上げは、公布の日。令和6年度以降分の引上げは、令和6年4月1日

(3) 勤勉手当に係る改正等 令和6年4月1日